

介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規程

社会福祉法人Q・O・L福祉会

介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規程

第1条(目的)

この規程は、社会福法人Q・O・L福祉会(以下「法人」という。)の厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算制度に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金(以下「介護職員処遇改善加算金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

第2条(支給対象者)

法人の常勤職員またはパート職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、介護職員処遇改善加算金を支給する。

第3条(支給額)

介護職員処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度による加算見込額の範囲内において、常用職員または有期契約職員の別に法人が定める額とする。

第4条(支給日)

介護職員改善加算金の支給は、毎月の給与支払い時に基本給に加えて支給するとともに、賞与として、当年分を支給する。

第5条(在籍の限定)

介護職員処遇改善加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

第6条(処遇改善加算)

1. 介護職員の基本給の引上げ
引き上げ額は、資格、経験等を考慮して等級表に基づき各人ごとに決定する。
2. 支給額については、交付額の変動により随時見直しを行う。

第7条(令和5年度処遇改善支援補助金)

1. 令和5年度処遇改善支援補助金は、厚生労働省の定める介護職員等処遇改善支援金制度の対象職種に対し、同補助金の見込額の範囲内において法人が定めた額を支給する。
2. 処遇改善支援補助金配分は、処遇改善支援補助金制度終了すると同時に廃止するものとする。なお、令和6年7月以降、処遇改善加算制度の変更により同程度の加算額が交付される場合は、この配分を継続する

第8条(職場環境等要件)

当法人は上記条までの手当を配分するにあたり、下記の取組を行う。

- (1) 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- (2) 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等のこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- (3) 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- (4) 上位者・担当者等に対するキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

- (5) 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
- (6) 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度の整備
- (7) 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設備等健康管理対策実施
- (8) 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- (9) タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- (10) 高齢者の活躍(居室フロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報等も含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
- (11) ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- (12) 利用者本位のケア方針など介護保険や法人理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- (13) キャリアアップ規程は別紙に定める通りとする。

附則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。